

# I はじめに

## 1 計画策定の背景

### (1) 障害者自立支援法の制定から改正と児童福祉法の改正

平成15年度から、行政が主体となる措置制度に代わり、利用者自らがサービスを選択して事業者と直接契約する支援費制度が導入されました。この結果、サービスの利用が飛躍的に伸びましたが、一方でサービス費用が増大し、制度の維持が困難となってきたことや、障がい種別ごとにサービスに大きな格差があったことなどの問題が生じました。また、制度の対象に精神障がいがある人が含まれていないことに加え、地域生活への移行や、障がいのある人の就労支援といった新たな課題への対応などが求められたことから、これらの課題に対応し、障がいのある人が地域で普通に暮らすための必要な基盤構築を目指した「障害者自立支援法」が平成17年度に制定され、この法律により、障害福祉サービスなどの提供体制の確保などを定める「市町村障害福祉計画」の策定が市町村に義務づけられることとなりました。

平成25年度には障がい者の範囲に難病を追加するなどの改正を行い、名称も「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められ、平成28年度には法施行後における国の見直しを踏まえ、障がい者の望む地域生活の支援や障害児支援の二ーズの多様化へのきめ細やかな対応をするための支援の拡充を含んだ改正を児童福祉法とともにを行い、市町村に障害児相談支援などの提供体制の確保や円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。

### (2) 国における基本指針の設定

「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」の策定にあたっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定め、両計画において定めるべき項目等について示しています。

なお、この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえたものです。

(3) 第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたっての、基本指針の見直しの主なポイントは次のとおりです。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・障害者総合支援法改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
  - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
  - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
  - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
  - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
  - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
  - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
  - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
  - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
  - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
  - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
  - ・計画期間の柔軟化
  - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2 計画策定の趣旨

### (1) 計画の根拠

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障がいのある人、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としており、**主務大臣（こども家庭庁長官・厚生労働大臣）**が定める基本指針に沿って策定しています。

### (2) 計画で定める事項

#### 【市町村障害福祉計画】

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

#### 【市町村障害児福祉計画】

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

### (3) 他の計画との関係

この計画は、本市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画（第1次基本計画）、障害者基本法に基づき策定した第4次小牧市障がい者計画に掲げる基本理念や基本目標に沿ったものになります。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

図表1-1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の計画期間

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
小牧市障がい 福祉計画・ 小牧市障がい 児福祉計画	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成30～令和2年度)		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6～8年度)			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 (令和9～11年度)			
小牧市障がい 者計画	第3次計画 (平成30～令和5年度)					第4次計画 (令和6～11年度)						

## 4 計画の策定体制

### (1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、障がいのある人の団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する関係者等から成る「小牧市障がい福祉計画等策定委員会」において「**第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画**」について協議を行いました。

### (2) 関係団体等ヒアリング

障がいのある人の団体、市内の日中活動系サービス及び入所系サービス事業所と、障がいのある人の状況、サービスの現状や課題、要望等について意見交換を行いました。

ヒアリングにご協力いただいた団体は次のとおりです（図表1-2）。

図表1-2 関係団体等ヒアリングの実施状況

小牧市身体障害者福祉協会
小牧市聴覚障害者福祉協会
小牧市肢体不自由児者父母の会
愛知県難病団体連合会
小牧市難聴・中途失難者協会
小牧市手をつなぐ育成会
こまき視覚障がい者の会
ポプラの会
社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
社会福祉法人大和社会福祉事業振興会 ハートランド小牧の杜
社会福祉法人小牧福祉会
社会福祉法人アザレア福祉会
社会福祉法人すずかけ福祉会
社会福祉法人あいち清光会

（ヒアリング実施順）

### (3) アンケート調査

「**第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画**」策定のための基礎資料とすることを目的に、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所持者又は**障害児通所支援等を利用している人**を対象として、アンケートを実施しました（図表1-3）。

図表 1-3 アンケート調査の概要

&lt;調査方法等&gt;

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持児童または障害児通所支援等利用児童
調査票の配布・回収	郵送による			
調査基準日	令和4年12月1日			
調査期間	令和4年12月19日～令和5年1月10日			

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳の優先順位で該当する1種類の調査票を送付しました。

&lt;回収結果&gt;

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	合 計
配 布 数	4,018人	619人	1,432人	864人	6,933人
回 収 数	2,361人	315人	624人	375人	3,675人
有効回答数	2,351人	312人	619人	373人	3,655人
有効回答率	58.5%	50.4%	43.2%	43.2%	52.7%

## (4) パブリックコメントの実施

審議された計画案について、市民からの意見聴取のために令和6年〇月〇日から令和6年〇月〇日までパブリックコメントを実施しました。